

常総市障害者等補装具費支給等事業履行仕様書

(趣旨)

第1条 本書は、常総市（以下、「市」という。）において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定及び常総市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱（平成18年告示第88号）に基づき、補装具の販売又は修理を行う事業等の履行について必要な事項を定めるものとする。

(補装具の販売等)

第2条 市の発行する補装具費支給券の交付を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「補装具費支給対象障害者等」という。）と補装具の販売又は修理について契約を締結する場合は、補装具費支給対象障害者等に対して懇切丁寧を旨とすること。

(補装具費の代理受領)

第3条 市は、補装具費支給対象障害者等からの委任に基づき、補装具費として補装具費支給対象障害者等に支給されるべき額の限度において、補装具費支給対象障害者等に代わり、事業者を支払うことができる。

2 販売又は修理に要した費用について、事業者は補装具費支給対象障害者等に対し、領収証を交付しなければならない。

(請求)

第4条 事業者は市に対して補装具費を請求する場合、任意の様式の請求書に、代理受領に係る補装具費支払請求書（兼請求及び代理受領に対する委任状）と補装具費支給券を添えて請求すること。

2 市は、事業者から補装具費の適法な請求を受けた日から30日以内にその額を支払うものとする。

(変更等の届出)

第5条 事業者は、名称又は所在地その他の事項に変更があった場合、及び当該事業を廃止又は休止する場合は、速やかに市に対し届け出なければならない。

(登録の取り消し)

第6条 甲及び乙は、次の場合にはこの登録を取り消すことができる。

- (1) この誓約の履行に関し詐欺その他不正行為があった場合。
- (2) 誓約条項に違反があった場合。

(補装具費引き渡し後の瑕疵)

第7条 補装具の引渡し後、災害等によるき損、本人の過失による破損、生理的又は病理的变化により生じた不適合、目的外使用若しくは取扱い不良等のために生じた破損又は不適合を除き、引渡し後9ヵ月以内に生じた破損又は不適合は、事業者の負担においてこれを

改善しなければならない。ただし、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）別表で規定する修理基準に定める調整若しくは小部品の交換又は修理のうち軽微なものについては、前段の規定にかかわらず、修理後3ヵ月以内に生じた不適合等（上記災害等により免責となる事由を除く。）の場合に適用するものとする。

（不正利得の徴収等）

第8条 事業者が、偽りその他の不正の手段によって補装具費の支給を受けたとき、または関係法令等の規定に違反したとき、市は、当該支給額の全部又は一部の返還を求めることができる。

（関係帳簿等の保存）

第9条 事業者はこの事業に関する帳簿及び関係書類を5か年間保存しなければならない。

（協議事項）

第10条 本書に定めのない事項及び疑義が生じた場合の取扱いについて、事業者は市に協議を求めることができる。